

発生・ 受信月日	調査月日	発生場所			事故区分			措置機関名	原因者 判明区分	事故概要及び措置概要 (被害の程度を含む)	原因者に対する措置 原因者の措置の概要 等
		水域名	派川名	場所等	魚 死 亡	油 浮 遊	そ の 他	①調査 ②回収等対策 ③工場等指導			
10/25 ・ 10/25	10/25	多摩川	平瀬川	宮前区 菅生ヶ丘		○		①環境局水質環境課 ②なし ③環境局水質環境課	判明 不明	事業所に別件で立入調査を行っていた職員が事業所内の雨水側溝に油膜があるのを発見した。油は廃棄物を保管するドラム缶から流出しており、側溝から公共用水域に流出したようである。事業者に対して、側溝にオイルマット設置して油を流出させないよう指導し、再発防止のための指導を行った。	関係機関が指導を行った。
11/1 ・ 11/1	11/1	多摩川	平瀬川	高津区 久地	○			①環境局水質環境課 高津区道路公園センター ②なし ③なし	判明 不明	平瀬川で小さい魚が死亡しているとの連絡を受け、現地調査を行った。死亡魚は多摩川との合流地点から正安橋まで確認されたが、正安橋の上流では生存魚が確認された。また、パックテストやpH測定を行ったが、水質に異常は確認されなかった。これ以上の調査は難しく、生存魚も確認されたことから、調査を終了した。(本件は原因不明としたが、死亡魚はアユと見られ、産卵期を終えて自然死した可能性がある。)	
11/6 ・ 11/6	11/6	東京湾	塩浜運河	川崎区		○		①環境局水質環境課 港湾局港湾管理課 消防局 海上保安庁 ②なし ③環境局水質環境課	判明 不明	塩浜運河に油膜が浮いているとの連絡を受け、調査を行った。調査の結果、付近の事業者の排水口から油が流出したことがわかった。しばらくすると、油膜は流れてしまい、見られなくなった。現在、原因の究明や再発防止策について、事業者に指導中である。	関係機関が指導を行った。
11/23 ・ 11/23	11/24	東京湾	京浜運河	川崎区		○		①環境局水質環境課 環境局廃棄物指導課 消防局 海上保安庁 ②なし ③環境局水質環境課 環境局廃棄物指導課	判明 不明	京浜運河に油膜が浮いているとの連絡を受け、調査を行った。調査の結果、付近の事業者の排水口から油が流出したことがわかった。油は保管していた廃棄物から染み出したものであったが、油水分離槽の清掃が不十分であったため、雨が降った時に油水分離槽から溢れてしまった。油が流出しないような保管場所に改善することと油水分離槽の清掃頻度を増やすよう指導した。	関係機関が指導を行った。

発生・ 受信月日	調査月日	発生場所			事故区分			措置機関名	原因者 判明区分	事故概要及び措置概要 (被害の程度を含む)	原因者に対する措置 原因者の措置の概要 等
		水域名	派川名	場所等	魚 死 亡	油 浮 遊	そ の 他	①調査 ②回収等対策 ③工場等指導			
12/1 ・ 12/1	12/1	多摩川	平瀬川	高津区 久地			○	①環境局水質環境課 高津区道路公園センター ②なし ③なし	判明 <input type="checkbox"/> 不明	平瀬川に濁水が流れているとの連絡を受け、現地調査を行った。久地一号橋左岸の樋管から濁水が出ているのを確認したため、周辺の事業場等を調査したが、発生源を特定する前に濁水の流出が止まってしまい、発生源の特定には至らなかった。	
12/12 ・ 12/12	12/12	鶴見川	矢上川	中原区 木月			○	①環境局水質環境課 中原区道路公園センター 国交省京浜河川事務所 ②なし ③なし	判明 <input type="checkbox"/> 不明	渋川に油が浮遊しているとの連絡を受け、現地調査を行った。渋川と矢上川の合流地点及びその下流の矢上川で油膜が確認されたものの、新たな油の流出はなく、発生源の特定には至らなかった。	
12/13 ・ 12/13	12/13 12/14 12/18	多摩川	二ヶ領用 水	中原区 宮内			○	①環境局水質環境課 中原区道路公園センター 上下水道局中部下水道事務 所 上下水道局下水道水質課 ②なし ③環境局水質環境課 上下水道局下水道水質課	<input type="checkbox"/> 判明 不明	道路側溝に白濁水が溜まっているとの連絡を受け、現地調査を行った。調査の結果、付近の事業所の下水管から生活排水（洗濯排水）が漏れいしていることがわかった。洗濯機の位置を移動し、漏えいを起こしている配管を使用しないよう指導した。また、来年度に事業所の工事を実施する予定であり、配管の修理を行う。	関係機関が指導を行った。
12/15 ・ 12/15	12/15	東京湾	大師運河	川崎区 千鳥町			○	①環境局水質環境課 港湾局港湾管理課 消防局 海上保安庁 ②なし ③なし	判明 <input type="checkbox"/> 不明	大師運河に油が浮遊しているとの連絡を受け、調査を行った。調査の結果、ある船舶がバースに着岸した際に、船の周囲に油膜が確認されたため、バースを所有する事業者が本市に連絡したことがわかった。油膜は当該船舶からの漏えいである確証がなく、発生源の特定には至らなかった。油膜は自然拡散された。	
合 計					1	5	2				